インターネットバンキングから不正に引き出された金員と不当利得

【文 献 種 別】 判決／京都地方裁判所
【裁判年月日】 令和 3 年 1 月 19 日
【事 件 番 号】 平成 31 年（ワ）第 795 号
【事　件　名】 不当利得返還請求事件
【裁 判 結 果】 棄却
【参 照 法 令】 民法 703 条
【掲　載　誌】 金法 2173 号 75 頁
◆ LEX/DB 文献番号 25591115

広島大学教授 **油納健一**

事実の概要

1　Ｙの顧客ＡによるＸ口座からの不正出金

Ｙ（電子商取引事業者）は、○○○ .co.jp（以下「本件サイト」）を運営し、本件サイト内で使用可能なギフト券（以下「本件ギフト券」）を販売している。Ｘ（株式会社）は、平成 28 年 12 月 26 日当時、Ｄ銀行に預金口座（以下「Ｘ口座」）を開設しており、Ｘ口座はインターネットバンキング（以下「ネットバンキング」）が利用可能となっていた。

Ｙの顧客Ａは、平成 28 年 12 月 26 日午後 0 時 51 分から同日午後 1 時 30 分までの間、本件サイトにおいて 1344 万 5000 円相当の本件ギフト券を購入した（以下「本件取引」）。また、Ａは、同日午後 0 時 58 分から同日午後 1 時 31 分までの間にネットバンキングを不正に利用して、Ｙ宛ての代金支払としてＸ口座から 27 回にわたり合計 1344 万 5000 円（以下「本件金員」）を引き出した。本件金員は、直ちにＤの別口座（以下「Ｄ銀行口座」）に入金され、ＤはＣ（収納代行企業）及びＥ銀行（幹事金融機関）に対し収納情報を送信し、その後、Ｃは同日午後 0 時 58 分から同日午後 1 時 32 分までの間にＹに対し収納情報を送信した。

2　本件ギフト券の発行とその費消

ＹはＣに対し代金の代理受領権限を付与し、Ｃはこの代理受領権限をＤ及びＥに対し再付与していた。本件金員がＤ銀行口座に入金されると、直ちに代金の支払の効力が生じ、Ｙは、代金支払の事実を確認し、Ａに対して 1344 万 5000 円分の本件ギフト券を発行した。その後、本件ギフト券は全額、同日午後 1 時 37 分から同日午後 3 時 23 分までの間に、本件サイトにおける商品購入代金等として費消された。

なお、本件ギフト券が費消されていた同日午後 2 時頃、Ｄ銀行の担当者は、Ｘから、ネットバンキング不正引出しによりＸ口座からＹへ不正送金された旨の連絡を受けたため、Ｃに対しその旨の連絡をしていた。また、Ｙの担当者は、同日及び翌 27 日、京都府警から電話で、前述の不正引出しに関する連絡を受けていた。

3　法律上の原因の有無（争点）

そこで、Ｘは、本件ギフト券の代金債務を負わないから本件取引に基づく代金の支払はＸ・Ｙ間では法律上の原因を欠くなどと述べ、不当利得に基づきＹに対し本件金員の返還を請求した。

これに対して、Ｙはつぎのように反論した。すなわち、本件取引はＹ・Ａ間で有効に成立し、Ｙは本件取引に基づく代金の支払として本件金員を受領したのであるから、本件金員の取得には法律上の原因がある。また、Ｙ、Ｃ、Ｅ及びＤは、本件金員がＤ銀行口座に入金された時点においては、本件金員がＸ口座から不正に引き出されたものであること（以下「不正事実」）につき悪意であったとも、この不知について重過失があったともい

えない。したがって、Ｙによる本件金員の取得は、Ｘとの間でも法律上の原因がある、と。

判決の要旨

1　Ｙは、Ａとの間で有効に成立した本件取引に基づく代金の支払として本件金員を受領した。したがって、本件金員がＸ口座から不正に引き出され、ＸがＹに対して代金債務を負っていないとしても、Ｙによる本件金員の取得に法律上の原因がないとはいえない。

2　もっとも、Ａによる代金債務の弁済は、Ａがネットバンキングを不正利用してＸ口座からの出金を指示する方法にて行われたものであるから、Ｘの損失とＹの利得との間には不当利得の成立に必要な因果関係がある。そして、ある者の財産的利得が法律上の原因を欠く場合に、公平の観念に基づいて、利得者にその利得の返還義務を負わせるという不当利得の制度趣旨に照らせば、本件金員受領時、不正事実につきＹに悪意又は重過失がある場合には、Ｙによる本件金員の取得は、Ｘに対する関係においては法律上の原因がなく不当利得となるものと解するのが相当である（最高裁昭和 45 年（オ）第 540 号同 49 年 9 月 26 日第一小法廷判決・民集 28 巻 6 号 1243 頁参照）。

(1)　Ｙの悪意又は重過失の有無を判断する基準時

本件金員がＤ銀行口座に入金された時点で、本件ギフト券の代金債務は消滅した。そして、Ｙは、Ｃから送られた収納情報により、同代金債務が弁済により消滅したことを確認した上で、Ａに対して本件ギフト券を発行した。これらに照らせば、不正事実につきＹの悪意又は重過失の有無を判断する基準時は、本件金員がＸ口座からＤ銀行口座に入金された時点と解するのが相当である。

(2)　(1) 時点におけるＹの悪意又は重過失の有無

Ｙは、Ｄ銀行口座に入金された時点において、本件金員がＸ口座から引き出されたことを認識し得なかったのであるから、Ｙが不正事実を認識していたとは認められず、また、認識しなかったことについて重過失があるということもできない。なお、Ｄも同様である。

本件取引が短時間の間に多数回に分けて高額なギフト券を購入するという異常な態様で行われたことのみから直ちに、不正事実を極めて容易に認識し得たはずであるということはできない。

3　なお、本件金員がＸ口座から不正に引き出されてＸが損害を被ったとしても、その主たる原因は、Ａがネットバンキングを利用してＸ口座に不正にアクセスすることができたという点にある。預金口座への不正アクセスの防止は、当該金融機関及び利用者本人が責任を負うべき事柄であって、Ｙの関与の及ぶところではない。

4　以上からすれば、Ｙが本件金員を法律上の原因なく利得したということはできない。

判例の解説

一　本判決の意義

1　後述する昭和 49 年判決は、騙取者から受領者に弁済された金員が“騙取金”であった事案において、受領者の金員受領時に、この金員が騙取金であることにつき受領者に悪意又は重過失があった場合には、受領者の金員取得は、被騙取者に対する関係においては法律上の原因がない、というものであった。本判決は、弁済された金員が“ネットバンキングから不正に引き出された金員”であった事案において、この昭和 49 年判決を踏襲した上で、受領者の金員受領時にその受領者に悪意又は重過失はないから、受領者の金員取得に法律上の原因がないとはいえない、と判示した事例判決である。

2　電子商取引市場における売主が誰であるかを明確にすることはこれまで困難とされてきた。なぜなら、電子商取引市場（デジタルプラットフォーム）の提供事業者は、単にそのプラットフォームを提供するのみで、個々の商品の売主は当該プラットフォームを利用する別の事業者であることもあるが、提供事業者自体（そのグループ会社も含む）が商品を販売する場合もあるからである。本判決は、電子商取引市場においては、グ

ループ関連商品の購入代金の帰属先、売主についての顧客の認識可能性に基づいて、売主を判断すると判示した[1)]。

二　最判昭 49・9・26 民集 28 巻 6 号 1243 頁と本判決の位置付け

1　この昭和 49 年判決の事実の概要は、農林事務官Ａは、Ｘ農協連の経理課長Ｂと共謀することにより、国Ｙが各農協連に交付する国庫負担金を詐取した。Ａは、この詐取を隠すため、ＢにＸ名義で借りさせた金員（以下「本件金員」）をＡの上司Ｃと共にＢから取得し、Ａは、本件金員の一部を定期預金化したり、またこれを担保に新たな金員を借り受けるなどの行為を繰り返し、本件金員は他の金員と混和することになった。その後、ＡはＹにこの混和した金員を損害賠償として支払ったため、ＸはＹに対し不当利得を理由に本件金員の返還を請求した、というものである。

昭和 49 年判決は、(1) 不当利得制度は、公平の観念に基づいて、受益者に返還義務を課す制度である。(2) 騙取金が転々流通しかつ他の金員と混和して同一性が疑われる場合であっても、「社会通念上Ｘの金銭でＹの利益をはかったと認められるだけの連結がある場合」にはＸの損失とＹの受益の間に因果関係がある。(3) 本来ＹはＡの債務の弁済として金員を受領したのであるから法律上の原因はあるが、ＹがＡからの金員受領時に、この金員が騙取金であることにつきＹに悪意・重過失があった場合には、Ｙの金員取得はＸに対する関係においては法律上の原因がない、と判示した[2)]。

2　この昭和 49 年判決の事案では、本来ならば、Ｙは不当利得返還義務を負わない。その理由は主に 2 つある。まず、Ａによる弁済自体は有効であるから、Ｙの金員取得には法律上の原因があり、703 条の要件（法律上の原因の欠如要件）がみたされない。つぎに、金銭所有権の帰属先につき、占有があるところに所有権が存在するという判例[3)] によれば、その金銭所有権はＡに帰属しており、そのＡから金銭を取得したＹもその所有権を取得する。

ところが、昭和 49 年判決は、敢えてこれとは異なる結論を導き、Ｙは不当利得返還義務を負うと判示した。その理由としては、以下の 2 点が考えられる。

第 1 に、騙取金はＸの意思に依らずにＸからＡに移転し、Ｘの金員を騙取したＡの行為には高い違法性が認められ、また、金員受領時のＹには悪意・重過失が認められる。したがって、金員を騙取されたＸと悪意・重過失が認められるＹを比較した場合、Ｘの方が保護に値すると判断できる。

第 2 に、Ｘの方が保護に値するとしても、本件ではＹによる金員取得には法律上の原因があり、703 条において“法律上の原因の欠如”という要件が明文化されている以上、Ｘに不当利得返還請求権を認めることは容易ではない。しかし、昭和 49 年当時に不当利得法における通説であった公平説に基づくならば、Ｘ保護の可能性がみえてくる。この公平説は、「形式的・一般的には正当視せられる財産的価値の移動が実質的・相対的には正当視せられない場合に、公平の理想に従ってその矛盾の調整を試みんとすることが不当利得の本質」である[4)] と主張する。また、公平説の中でもとりわけ過責の考量論は、当事者双方の過責の考量によって返還義務の範囲を決定する[5)] という。このような公平説によれば、ＸとＹを比較してＸの方が保護に値するときは、たとえ 703 条の要件に修正を加える結果になったとしても、Ｘに不当利得返還請求権を認めることができる。“法律上の原因があるにもかかわらずないことにする”という強引な手法に説得力を持たせるためには、この公平説に従うほかないであろう。

3　以上の 2 つの理由から、昭和 49 年判決は、金員が被騙取者の意思に依らずに騙取者に移転し、被騙取者の金員を取得した騙取者の行為には高い違法性が認められ、金員受領時の受領者に悪意・重過失が認められるときは、公平説に基づき、被騙取者・受領者間では法律上の原因がないものとする、と判示したといえよう。

4　したがって、本判決は、この昭和 49 年判決を踏襲した上で、つぎのように判示した事例判決と考えられる。すなわち、金員がＸの意思に依らずにＡに移転し、Ａがネットバンキングを不正

利用してXの金員を引き出した行為には高い違法性が認められるが、金員受領時のYに悪意・重過失は認められなかったため、X・Y間では法律上の原因を欠くとはいえない、と[6]。

5　なお、現在の不当利得法通説たる類型論によれば、XのYに対する不当利得返還請求は、侵害利得の問題と位置付けられ、法律上の原因があることを理由に否定されるであろう（本判決と同じ結論になる）。

三　Yに対する損害賠償請求の可否

1　本件Xのように本件金員請求の根拠として不当利得を選択した場合、昭和49年判決によれば、XはYの悪意・重過失を証明しなければならない。しかし、この証明は難しく、本件でもXはその証明に失敗している。そこで、もしXが請求の根拠として不法行為を選択していたならば、本判決はどうなっていたか。Yの過失の有無が問題となる。

2　2000年代前半にネットバンキングが普及し始め、その後半には預金の不正引出しなどの事件が急増していた。それゆえ、ネットバンキング利用者を顧客に持つYは、そのリスクを当然熟知していたであろう。このことを前提にすれば、Yは、Aによる異常な代金支払（同一顧客がネットバンキングを利用して、短時間の間に多数回に分けて高額を支払うこと）[7]を知った時点で、“誰か（本件ではX）に損害発生の可能性があること”を予見し得たであろう。そして、Yは、この予見を前提に、Aによる本件ギフト券費消を停止したり、又はこれが不可能であったとしても、本件ギフト券によって購入された商品出荷を停止したりするなど、相応の損害回避措置が求められたといえよう。

また、XがX口座からの不正引出しをD銀行に連絡したのが平成28年12月26日午後2時頃であり、Aが本件ギフト券を費消したのは同日午後1時37分～同日午後3時23分である。したがって、Yは、Aが本件ギフト券の費消を終える前に、Xからの連絡によって不正事実を知ることができたため、これを知ってから、前述した損害回避を行うべきであったと考えられる。

3　したがって、もしXが以上のようなYの過失を証明し、Yに対し不法行為に基づき損害賠償を請求していたならば、本判決がXの請求を認容した可能性は十分にあったといえよう。

ただし、XがD銀行ではなくYに対して訴訟提起した理由は、必ずしも明らかではないが、XがネットバンキングのID及び暗証番号をAにもらしていたことなどが考えられる。もしこのような過失がXにあったのであれば、Yは過失相殺の抗弁を出すことになろう[8]。

●――注

1）本評釈においては紙幅に制約があり、以下では、不当利得法及び不法行為法に関する検討を中心に行うことにする。

2）この昭和49年判決に関する解説については、たとえば、平田健治「判批」窪田充見ほか編・民法判例百選Ⅱ債権〔第8版〕（2018年）162頁以下を参照。

3）最判昭39・1・24判時365号26頁。この判例については、たとえば、松岡久和『物権法』（成文堂、2017年）199頁、209頁を参照。

4）我妻栄『事務管理・不当利得・不法行為（新法律学全集）』（日本評論社、1937年）29頁以下、同『債権各論下巻一（民法講義V4）』（岩波書店、1972年）938頁、985頁。

5）谷口知平『不当利得の研究〔再版〕』（有斐閣、1965年）424頁以下。なお、公平説については、拙稿「不当利得法における公平説の衰退と類型論の台頭（2・完）――ローマ法から現在に至るまでの学説を中心に」広法42巻1号（2018年）165頁以下を参照。

6）なお、前述した昭和49年判決の判示事項の中で、因果関係に関する部分（本稿二1(2)）を踏襲する裁判例は散見されるが、“法律上の原因の有無と悪意・重過失”に関する部分（本稿二1(3)）を踏襲する裁判例はほとんど見受けられない。

7）もしAが本件ギフト券購入を多数回に分けず、1回で高額を購入していたならば、このような取引も異常取引に含められよう。Aは、このような1回高額購入がYからの注意を誘うものと予想し、購入を多数回に分けたと考えられる。

8）本件事案では、詐害行為取消権（424条以下）に基づく請求も考えられるが、本評釈では紙幅の制約があり、損害賠償請求の検討にとどめた。

＊後記　本稿は、平成29年度 - 令和3年度科学研究費補助金・基盤研究(C)（課題番号17K03465）の交付を受けた研究成果の一部である。